

## 【新型コロナウイルス】減便及びタスマニア入州規制

### 【ポイント】

- 日本航空は、成田・メルボルン線の運休を、カンタス及びジェットスターは国際線の全便運休及び国内線の減便を発表しました。
- タスマニア州政府が、同州への不要不急でない渡航者に14日間の自己隔離を義務づける旨発表しました。

### 【本文】

#### 1 減便について

(1) 日本航空は、成田・メルボルン線の運休を発表しました。運休期間は、JL773便(成田発)が3月21日～28日、JL774便(メルボルン発)が3月22日～29日となります。詳細は下記航空会社のウェブサイトをご確認ください。

日本航空ウェブサイト

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200204/index.html>

(2) カンタス航空及びジェットスター航空は、3月末から少なくとも5月末までの間、日本路線を含む全ての国際線を運休すると発表しました。

カンタス航空ウェブサイト

<https://www.qantasnewsroom.com.au/media-releases/qantas-group-outlines-customer-and-employee-impact-of-coronavirus-related-network-cuts/>

(3) カンタス航空のキャンベラ路線(国内線)については、シドニー線、メルボルン線、ブリスベン線、及びアデレード線の大幅な減便が発表されました。詳細は下記をご参照ください。

<https://www.qantasnewsroom.com.au/media-releases/qantas-group-network-changes/>

(4) 全日本空輸の最新情報については、以下をご参照ください。

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/>

#### 2 タスマニア州への入州にあたっての自己隔離措置義務

(1) タスマニア州政府は、3月20日深夜から、全ての不要不急でない同州への渡航者に14日間の自己隔離措置を義務づける旨発表しました。本措置は、オーストラリア本島からタスマニア州に戻るタスマニア州民にも適用されます。

(2) この措置は、医療従事者、緊急業務従事者、防衛要員等には適用されません。

(3) 本件措置の違反者には、最大で16,800ドルの罰金が科されます。

詳細はタスマニア州政府の発表をご参照ください。

[https://www.dhhs.tas.gov.au/news/2020/Important\\_information\\_about\\_new\\_COVID-19\\_response\\_measures](https://www.dhhs.tas.gov.au/news/2020/Important_information_about_new_COVID-19_response_measures)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

(連絡先)

在パース日本国総領事館

電話：+61-8-9480-1800

ホームページ：<http://www.perth.au.emb-japan.go.jp/>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>